

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

告 示

静岡市告示第718号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成30年静岡市告示第590号により指定した、次の「特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質を変更しようとするときの届出をしなければならない区域」（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部について、指定を解除したので、次のとおり告示する。

令和 3 年12月22日

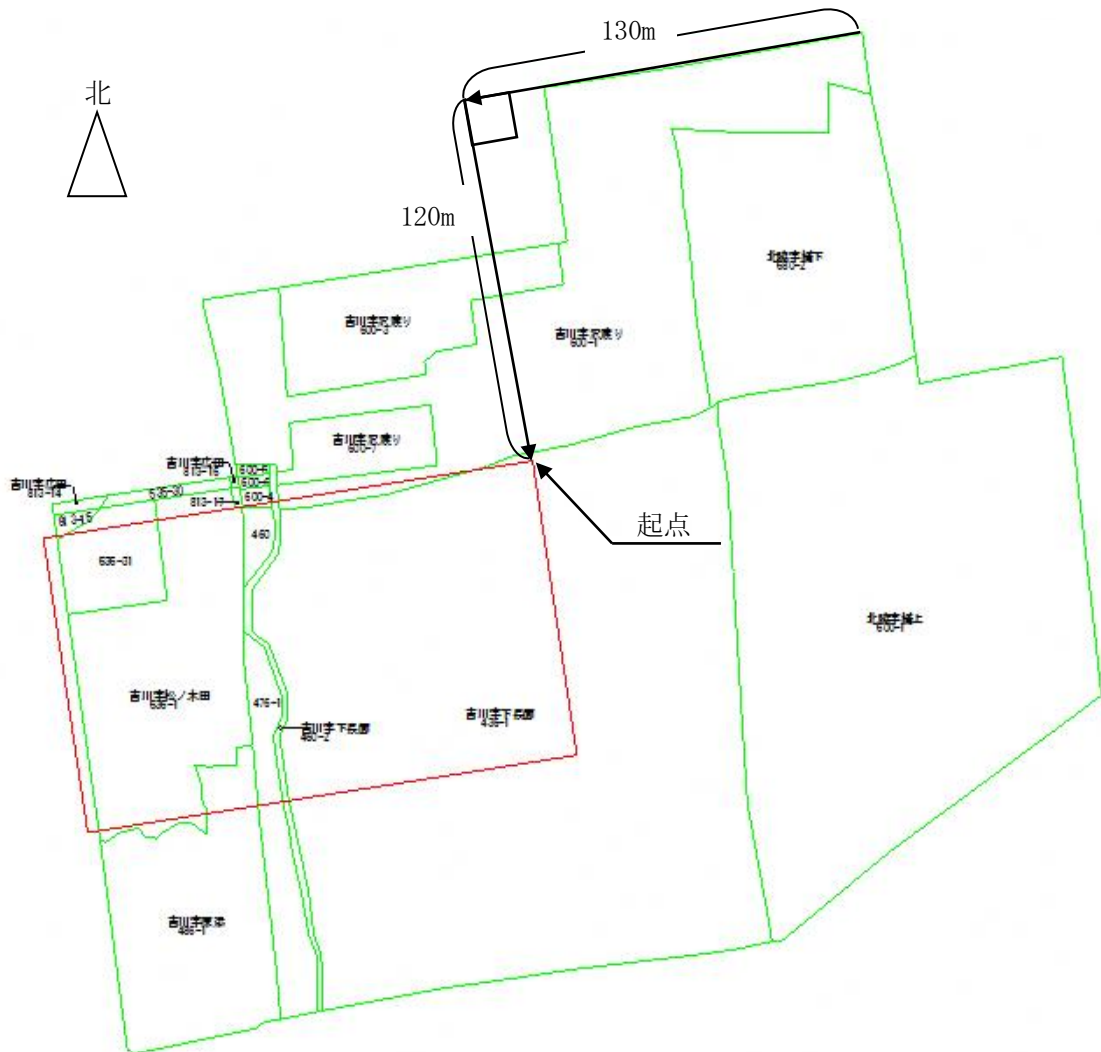
静岡市長 田 辺 信 宏

区域 2


- （1）指定を解除する形質変更時要届出区域（別図「区域 2」のとおり）
静岡市清水区吉川字松ノ木田535番 1 の一部
- （2）形質変更時要届出区域の指定に係る基準に適合していない特定有害物質の名称
シアン化合物
- （3）当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

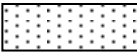
区域 4

- （1）指定を解除する形質変更時要届出区域（別図「区域 4」のとおり）
静岡市清水区吉川字下長面436番 1 の一部
- （2）形質変更時要届出区域の指定に係る基準に適合していない特定有害物質の名称
六価クロム化合物及びシアン化合物
- （3）当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

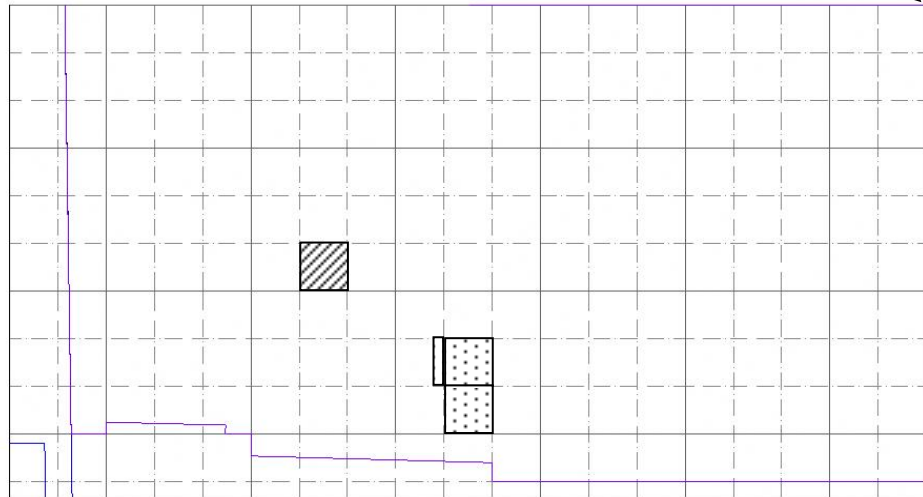
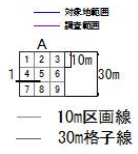


静岡市清水区吉川字沢渡り600番1の最北端の筆境界より土地境界線に沿って西方に130mの地点から土地境界線に垂直南方に120mの地点を起点とする次に示す形状の土地とする。

区域 2 : 

区域 4 : 

起点



静岡市清水区吉川字松ノ木田535番 1 及び字下長面436番 1 のそれぞれの一部

【参考】 指定を継続する形質変更時要届出区域

区域 1

- (1) 形質変更時要届出区域 (別図「区域 1」のとおり)

静岡市清水区吉川字松ノ木田535番 1 の一部、静岡市清水区吉川字松ノ木田535番31の
一部及び静岡市清水区吉川字下長面436番 1 の一部

- (2) 形質変更時要届出区域の指定に係る基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

区域 2

- (1) 形質変更時要届出区域 (別図「区域 2」のとおり)

静岡市清水区吉川字松ノ木田535番 1 の一部

- (2) 形質変更時要届出区域の指定に係る基準に適合していない特定有害物質の名称

シアン化合物

区域 6

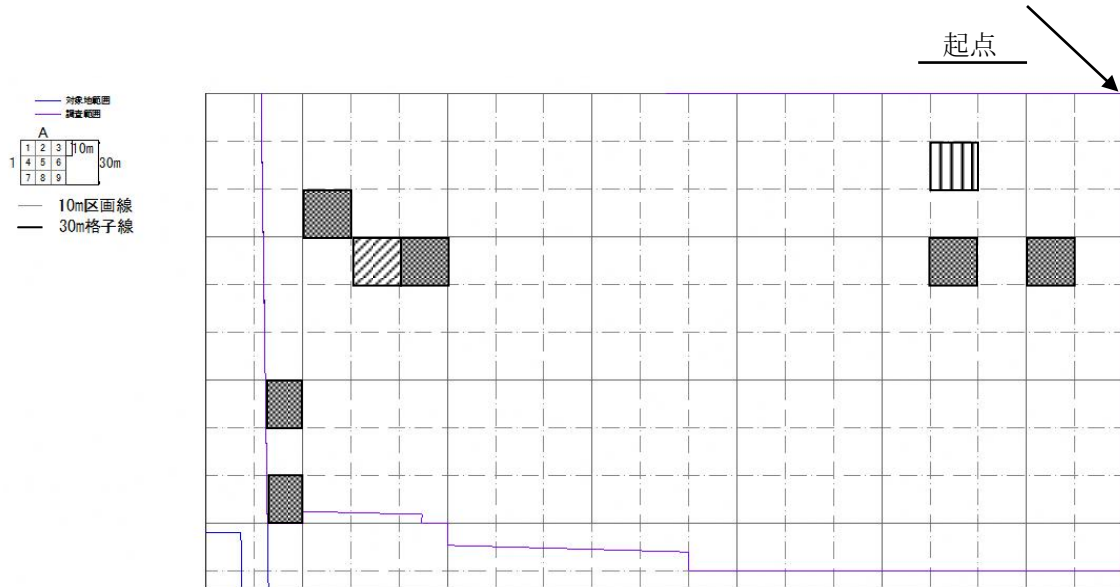
- (1) 形質変更時要届出区域 (別図「区域 6」のとおり)

静岡市清水区吉川字下長面436番 1 の一部

- (2) 形質変更時要届出区域の指定に係る基準に適合していない特定有害物質の名称

砒素^ひ及びその化合物

区域 1 :  区域 2 :  区域 6 : 



静岡市清水区吉川字松ノ木田535番 1、字松ノ木田535番31及び字下長面436番 1 のそれぞれの
一部